団体の概要（ＮＧＯ/ＮＰＯ用）

団体名　　ＮＰＯ　シビルサポートネットワーク

所在地	〒342-0058 埼玉県吉川市きよみ野２－13－2 TEL:048－983－2833　　FAX:048－983－2833 Ｅ-mail:tsujita@alpha.ocn.ne.jp		
ホームページ	現在準備中		
設立年月	2004 年　9 月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　法人認証申請中		
代表者	辻田　満	**担当者**	出﨑　太郎
組　織	スタッフ　　5 名（内 専従　　2 名）		
	個人会員　29 名	法人会員　　0 名	その他会員（賛助会員等）　　0 名
設立の経緯	本ＮＰＯは中央大学土木同窓会の技術部会が同窓のシニアエンジニアの技術を有効活用するための組織作りを切っ掛けに、広い分野（大学、建設業、建設コンサルタンツ等）に渡り賛同する会員を募って組織化（ＮＰＯ）したものです。 平成 16 年 7 月：設立発起人会 平成 16 年 8 月：設立総会 平成 16 年 9 月：設立申請提出（現在認証決定待ち）		
団体の目的	21 世紀を迎えて新たな転換を必要とする社会において、技術者の活躍する環境が大きく変化しようとしています。社会は組織力重視から個人の実力重視の時代へと向かう中で、技術者個人の多様かつ豊富な技術力を公正・中立的な立場で発揮することが求められる場面が増えています。この場面では経験豊かなシビルエンジニアの有効な活用は社会的資産の活用として重要な方策と考えられます。 本ＮＰＯは市民参加と相互扶助の精神のもと、都市及び環境、施設の維持更新及び防災の関連分野を主体に、市民や地域の視点に立って大学等研究機関及び企業間の技術と情報の交流を支援します。併せて市民や行政との協働事業を行うことにより一層の相互理解と地域の活性化を図ることを活動の目的としています。		
団体の活動プロフィール	平成 16 年 9 月：推進委員会開催（環境部門活動方針設定） 平成 16 年 10 月：全国の処分場データの収集解析		

活動事業費（平成15年度）　　0円

提 言

政策のテーマ　　**自治体の保有する最終処分場の健全度診断**

団体名：ＮＰＯ　シビルサポートネットワーク

担当者名：出﨑　太郎

■政策の分野
・地球環境問題への対応
・空気・水・土の保全
・環境パートナーシップ

■政策の手段
・健全度診断の実施～評価・改善策の提言（必要がある場合）
・評価公表（自治体が同意の場合）

① 政策の目的

全国の自治体保有の最終処分場は2,000箇所以上に上っています。建設年度により整備基準も異なっており、将来的に周辺環境への影響が懸念されています。この不安を解消するためには処分場の現状を調査してその健全度を診断する必要があり、幅広い分野の技術者による公正・中立な判断が要求されます。
この政策は、評価基準を定めて既存施設の健全度を判定し、必要な場合に改善提案を行うことを目的としています。この診断により当該自治体による現状の問題点把握が可能となり、速やかな対応を取ることで周辺住民の不安を払拭すると共に周辺住民の生命と財産を守ることができます。

② 背景および現状の問題点

自治体保有の最終処分場は埋立てに15年、閉鎖後も廃止基準を満たすまでは維持管理（数十年）が義務付けられています。このように長期にわたる維持管理が要求されていますが、その期間、最終処分場が健全で、周辺環境に対して影響を与えていないか等の判断の指標等がなく、周辺の住民や自治体にとっても不安な状態が続いているのが実情です。
特に管理型の最終処分場は不具合が顕在化しにくく、技術上の基準等は強化されてきていても、埋立て管理中の管理基準等が未整備の為に、モニタリングに頼る状況となっていますが、モニタリングで確認された時点では既に周辺環境に影響が出ている場合が多いようです。そのような状況下、専門技術者が中立・公正な立場で早期に診断・評価・改善提案・公表を行うことは有意義であると考えます。

③ 政策の概要

自治体の保有する最終処分場は、その計画段階から受け入れ周辺住民からの反対の声が強く、その合意形成には多くの困難を要するのが現状です。また、各地の処分場で住民の不信を増大させるような問題が発生し、自治体に対し疑念を持っていることも現実です。そのような状況で処分場の整備が進まないことにより、一般廃棄物が過疎地域等に最終処分されるケースが増え、この廃棄物の広域移動等が社会問題化しています。
このこと自体が環境への負荷を増してきていることは明白であり、その是正には、自区内処理の原則を遵守すべきであると考えられます。そのためには処分場からの環境破壊・汚染等を最小限に抑え、健全である証を、定期的に検証し、周辺住民が安心できる環境を作り出すことが必要です。既に現存する最終処分場について自治体側（設計・施工）でも、住民側でもない、ＮＰＯが中立・公正な立場から、処分場の構造や，埋立て管理の状況、浸出水処理状況、モニタリングの状況等を、調査・診断することこそ重要なことと考えます。
これらの診断することにより、住民や自治体が現状を認識し、不備な点があれば速やかに改善することを提言し、環境への影響を最小限にすることが可能と考えます。これらの健全度診断が広がることにより、ＮＰＯと行政や市民が一体となり協働することで最終処分場に係わる諸問題等も減少するものと思われます。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

【実施方法】

1．自治体保有の一般廃棄物最終処分場の現状調査
- 稼動状況調査（閉鎖・休止等の調査）
- 不適正処分場（538箇所：1998年厚生省発表）の適正化状況調査
- 調査対象処分場の選定（優先度：不適正、埋立て期間の長いもの）

2．調査手法の確立
- 評価項目及びチェックリストの作成
- 評価基準の作成

3．健全度診断の実施
- 診断の趣旨と実施のお願い
- 健全度診断の実施（設計、施工、維持管理、モニタリング）

4．健全度の評価
- 評価は判り易くするために総合評価としての☆印５段階評価程度とする

5．改善提案の提言
- 評価の未達に対する改善提案を行い、改善後の再診断を提案

6．評価の公表については自治体の判断とする

【全体の仕組み】

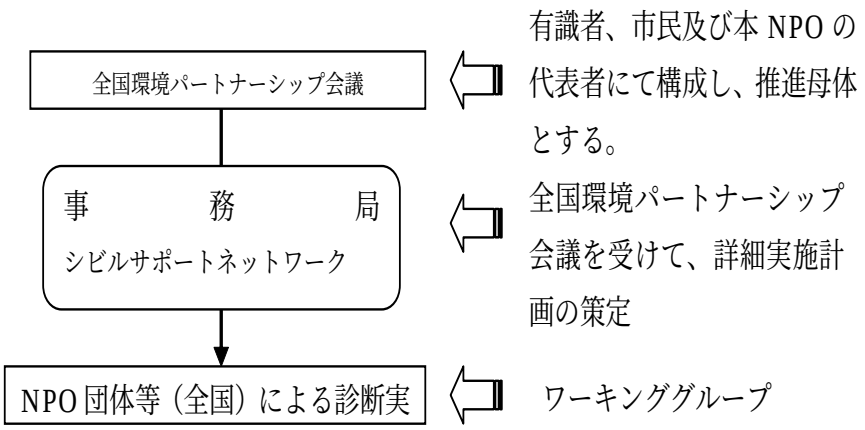

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

【第一ステップ】本NPOがパイロット事業として試行的に実施し、問題点や課題等を事前に把握する。

【第二ステップ】本格的な実施体制を組織して実施にあたる。

【第三ステップ】期限付きで評価の低い処分場に対して再評価を行う。

⑥ 政策の実施により期待される効果

一般廃棄物最終処分場が、市民及び自治体においてもその健全度を公平・中立に確認することができることによって、周辺住民が安心した状態の下で生活ができること、また、不健全な状態であっても速やかな対応により、環境汚染の拡散等が最小限に押さえ込むことが可能となります。

市民の立場からみても、このような診断システムがあることで、新規の処分場計画等についても理解が生まれ、何が何でも反対と言う状態は避けられて来ることが考えられます。

自区内処理を徹底することにより、現在の山間や過疎地帯に作られた民間の最終処分場も減少し、そのような地域住民の不公平感等の不満も解消でき、そのような自然環境の豊かな地域を保全することにも繋がってきます。

処分場問題では、新規の候補地確保、廃棄物の広域移動、周辺環境の汚染、およびこれらの問題に対処するために莫大な社会的コストが費やされています。技術的信頼性を確保することで、これら諸問題に対する社会的コストの増大を防止することができると考えます。

また、市民参加と言う事で、市民レベルにも廃棄物排出の抑制・再利用・再生利用等の意識が広がり循環型社会へ向けての大きな原動力となります。

⑦ その他・特記事項

今回は既存最終処分場の健全度診断についての政策提言を行いましたが、処分場跡地の土地利用についても関心を持っています。

最終処分場は計画段階から将来の土地利用を想定した上での処分場計画がなされているので、それに対応した評価基準を作成し健全度診断が行われるのがベストと考えます。しかし、処分場が埋め立てられて廃止されるまでに長期間を要し、想定された土地利用がその時点での社会ニーズに必ずしも合致するとは限らないこともあります。したがって、あくまでも環境保全の観点からの健全度診断を想定し、跡地土地利用上の差異は必要に応じての判断でよいと考えています。